

## 泊村社会福祉協議会鍵預かりサービス実施要項

### (目的)

第1条 この要綱は、単身世帯の高齢者・障害者等の自宅の鍵を預かり、地域住民、福祉サービス事業者、行政との連携により利用者の見守りを行うこと及び緊急時に家屋内に入り、安否を確認すること（以下「鍵預りサービス」と言う。）により、孤独死等の不幸な事故を未然に防止することを目的とする。

### (対象者)

第2条 鍵預りサービス事業の対象者は原則として村内に居住する65歳以上の単身世帯の者で鍵の管理をする身内等がいない者とする。

### (鍵の預り)

第3条 泊村社会福祉協議会（以下「本会」という）は、利用者から自宅の鍵を預かり、本会の施設において保管するものとする。

### (鍵の使用)

第4条 次の各号のいずれかに該当し、本会が安否の確認が必要と判断した場合は、鍵を使用し、家屋に入ることができる。

- (1) ポスト等に新聞、郵便物等がたまっている場合
- (2) 照明やカーテン等の状況から緊急事態が予想される場合
- (3) 近隣住民の情報等から緊急事態が予想される場合
- (4) その他、本会が特に安否の確認をする必要があると判断した場合

2. 本会は前項により鍵を使用する時は、外出している可能性について把握するよう努めなければならない。

3. 家屋内に立ち入る場合は、2名以上の者で立ち入るものとする。

4. 鍵を使用した際には、家族又は親族へ通知するものとする。

### (利用決定)

第5条 鍵預りサービス事業の利用を希望する者は、「鍵預りサービス事業利用申請書（様式第1号）」により本会に申し込むものとする。

2. 本会は、鍵預りサービス事業の利用を決定し、鍵を預かった場合は、「鍵預りサービス事業鍵預り証（様式第2号）」を交付するものとする。

3. 利用の決定に関しては、家族又は親族へ通知するものとする。

### (利用料)

第6条 鍵預りサービスの利用料は、無料とする。

(情報提供)

第9条 本会は、利用者の同意を得て、利用者の住所、氏名、年齢について協力施設及び協力機関、警察、消防、居住する地域の地域会、民生委員等に情報提供するものとする。

(解約)

第10条 鍵預りサービス事業の解約を希望する利用者は、「鍵預りサービス事業解約申出書（様式第3号）」により本会に申し出るものとする。

(事故の免責)

第11条 鍵預りサービス事業の実施に伴い、本会の過失により、本会が損害賠償責任を負った場合は、本会が加入している損害賠償責任保険の保険金給付額の範囲内で補償する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。